



29 資第 174 号
平成 29 年（2017 年）9 月 4 日

長野県環境測定分析協会 御中

資源循環推進課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 376 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）の一部を改正する省令（平成 29 年 6 月 9 日環境省令第 10 号）並びに関連省令及び告示が公布され、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の指定並びに処理基準の強化、特別管理産業廃棄物である廃水銀等を排出する特定施設の追加等について平成 29 年 10 月 1 日から施行されることとなりました。

改正の主な内容は下記のとおりですので、その内容をご確認いただき、廃棄物の適正処理に努めていただきますようお願いいたします。

なお、下記第 1 の 2 に記載のとおり、水銀使用製品産業廃棄物を排出する者に対して新たな基準が適用されますので、ご注意ください。

記

第 1 改正の内容

1 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の指定（規則第 7 条の 2 の 4、第 7 条の 8 の 2 関係）

(1) 水銀使用製品産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物とは、次の①～③に該当する製品が産業廃棄物となったものとされました。

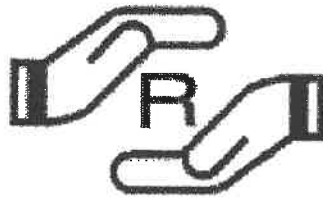
- ① 下表に掲げるもの
- ② ①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（下表の×印のあるものに係るものを除く。）
- ③ ①、②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

表 水銀使用製品産業廃棄物

1	水銀電池		19	顔料	×
2	空気亜鉛電池		20	ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)	
3	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	×	21	灯台の回転装置	
4	蛍光灯(冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む。)	×	22	水銀トリム・ヒール調整装置	
5	HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×	23	水銀抵抗風機	
6	放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを除く。)	×	24	差圧式流量計	
7	農薬		25	傾斜計	
8	気圧計		26	層波数標準機	×
9	湿度計		27	参照電極	
10	液柱形圧力計		28	握力計	
11	弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	29	医薬品	
12	圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	30	水銀の製剤	
13	真空計	×	31	塩化第一水銀の製剤	×
14	ガラス製温度計		32	塩化第二水銀の製剤	
15	水銀充填圧力式温度計	×	33	よう化第二水銀の製剤	
16	水銀体温計		34	硝酸第一水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		35	硝酸第二水銀の製剤	
18	温度定点セル		36	チオシアン酸第二水銀の製剤	
			37	酢酸フェニル水銀の製剤	
			備考 19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に 差布されるもの限り×印に該当する。		

<参考>水銀等が使用されていることが表示されている水銀使用製品

- ・日本語による標記(水銀)
- ・化学記号(Hg)
- ・英語による表記(mercury)
- ・J-Moss 水銀含有マークのあるもの



Hg

J-Moss 水銀含有表示の一例

※J-Moss とは、電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法です。

(2) 水銀含有ばいじん等

水銀含有ばいじん等とは、次の①又は②に該当する廃棄物とされました。

① ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい

水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい1キログラムにつき15ミリグラムを超えて含有するもの

② 廃酸又は廃アルカリ

水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む)を当該廃酸又は廃アルカリ1リットルにつき15ミリグラムを超えて含有するもの

2 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に対する新たな措置等（規則第8条、第8条の4の2、第8条の20、第8条の21関係）

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に対する処理基準及び水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であることの情報を伝達することが追加されました。

(1) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の保管場所に関する基準

排出事業者は、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が運搬されるまでの間、一般的な産業廃棄物保管基準に加え、以下の追加された基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。

- ・保管場所の掲示板には、保管する産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる旨を記載すること。
- ・保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること（水銀使用製品産業廃棄物の場合に限る。）。

60 cm 以上	産業廃棄物の保管場所	
	保管する廃棄物の種類	ガラスくず、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物）
	積み上げ高さ	〇〇m
	管理責任者	□□ □□□（△△△課）
	連絡先	TELxxx-xxxxx
	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀使用製品産業廃棄物の保管場所につき関係者以外立ち入り禁止。 ・許可なくして持ち出し禁止。 ・容器等の破損を見つけた場合は上記へ連絡して下さい。
	60 cm 以上	

保管施設の掲示板の例

(2) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であることの情報の伝達

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であることの情報の伝達について以下の基準が追加されました。

- ・産業廃棄物の処分を委託する際、作成する委託契約書の委託する産業廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれること
 - ・産業廃棄物管理票の交付の際には、廃棄物の種類の欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれる旨、及びその数量を記載すること
- なお、施行の際現に締結されている契約については、当該契約の更新までの間は、従前の例によることとし、次の更新の際は水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばい

じん等が含まれる旨を記載してください。また、自動更新規定を含む契約にあつては、覚書等により水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる旨を規定することが望ましいとされています。

(3) 産業廃棄物処理業に係る許可の取扱いについて

産業廃棄物処理業者であつて、平成 29 年 10 月 1 日において、現に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を扱っている者については、取り扱う産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含むことを許可証に明記する作業を今後進めていくところですので、処理の委託に当たっては、許可証の記載にかかわらず当該水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を扱っているか否か確認をお願いします。

3 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を排出する特定施設について（規則第 1 条の 2 第 5 項第 1 号関係）

特別管理産業廃棄物である廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。）を排出する特定施設が追加されました。

改正前（平成 28 年 4 月 1 日施行）

- 一 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品産業廃棄物から水銀を回収するための施設
- 二 水銀使用製品の製造の用に供する施設
- 三 灯台の回転装置が備え付けられた施設
- 四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設
- 五 国又は地方公共団体の試験研究機関（水質検査等を行う検査所を含む）
- 六 大学及びその附属試験研究機関（短期大学は含まれるが、専門学校は含まれない）
- 七 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所

改正後（平成 29 年 10 月 1 日施行）

- 一 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品産業廃棄物から水銀を回収する施設
- 二 水銀使用製品の製造の用に供する施設
- 三 灯台の回転装置が備え付けられた施設
- 四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設
- 五 国又は地方公共団体の試験研究機関（水質検査等を行う検査所を含む）
- 六 大学及びその附属試験研究機関（短期大学は含まれるが、専門学校は含まれない）
- 七 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
- 八 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 九 保健所
- 十 検疫所
- 十一 動物検疫所
- 十二 植物防疫所
- 十三 家畜保健衛生所
- 十四 検査業に属する施設
- 十五 商品検査業に属する施設
- 十六 臨床検査業に属する施設
- 十七 犯罪鑑識施設

第2 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

新たに特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等を生ずることとなった事業場を設置している事業者は、当該特別管理産業廃棄物に関する業務を適正に行わせるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17に規定する資格（別紙参考資料を参照してください。）を有する特別管理産業廃棄物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければなりません。

なお、すでに管理責任者を置いている場合は、改めて管理責任者を置く必要はありません。

資源循環推進課廃棄物審査係

課長：丸山 良雄 担当：胡桃澤 博司

電話：026-235-7164

防災無線：8-231-2826

FAX：026-235-7259

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp

【参考資料】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17で規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

	資格(学校区分)	課 程	修了科目又は学科	要件(必要年数)
イ	環境衛生指導員			2年以上
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	卒業後、2年以上の実務経験
ハ	大学	理学、薬学、工学、農学 又はこれらに相当する課程	衛生工学、化学工学 以外	卒業後、3年以上の実務経験
ニ	短期大学、高等 専門学校	理学、薬学、工学、農学 又はこれらに相当する課程	衛生工学、化学工学	卒業後、4年以上の実務経験
ホ	短期大学、高等 専門学校	理学、薬学、工学、農学 又はこれらに相当する課程	衛生工学、化学工学 以外	卒業後、5年以上の実務経験
ヘ	高校、中等教育 学校		土木科、化学科又は これらに相当する 学科	卒業後、6年以上の実務経験
ト	高校、中等教育 学校		理学、工学、農学又 はこれらに相当す る科目	卒業後、7年以上の実務経験
チ				10年以上の実務経験
リ	イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者			

なお、リに規定する「イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者」には、公益社団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「特別管理産業廃棄物管理責任者講習」を受講し、修了試験に合格した者も含まれます。

講習会の詳細については、下記をご参照ください。

<公益社団法人日本産業廃棄物処理振興センター>

http://www.jwnet.or.jp/workshop/haishutu_tokuseki_gaiyou.html

○参照条文 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（下線部が改正部分）

（産業廃棄物保管基準）

第8条 法第12条第2項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一 （略）

イ （略）

ロ (1) （略）

(2) （略）

(i) （略）

(ii) 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

(ハ)、(ニ) （略）

二～四 （略）

五 水銀使用製品産業廃棄物にあつては、保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

（委託契約に含まれるべき事項）

第八条の四の二 令第六条の二第四号へ（中略）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五 （略）

六 （略）

イ～ニ （略）

ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨

ヘ （略）

七～九 （略）

（産業廃棄物管理票の交付）

第八条の二十 管理票の交付は、次によるものとする。

一、二 （略）

三 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

四、五 （略）

（管理票の記載事項）

第八条の二十一 法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十 （略）

十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

2 （略）